

## 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例について

建築住宅課

### 1 改正の理由及び内容

温室効果ガス正味排出量を 2050 年度までにゼロとすることを旨とし、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大を加速するため、次のとおり改正するほか、所要の改正を行う。

#### (1) 電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務を創設

今後の電気自動車の普及に対応するため、多数の者が利用する駐車場を有する施設（例えば、集合住宅や商業施設等<sup>※</sup>）を設置又は管理する者は、充電設備の設置に努めることを規定する。（電気自動車の普及の状況により、将来的には対象となる施設の拡大も検討するものとする。）

※対象となる施設の例

集合住宅、大型小売店舗、レジャー施設、文化施設、公園、宿泊施設 等

#### (2) 建築物の環境エネルギー性能等の検討結果の届出対象を拡大

建築物を新築しようとする者は、環境への負荷の低減を図るための措置などについて検討義務が課されており、その検討結果を届け出る建築物の対象を「床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上」から「床面積 300 m<sup>2</sup>以上」に拡大する。

#### (3) 住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設

住宅を新築しようとする者が省エネ性能等に関する情報を取得し、省エネ等に精通した事業者を選択することができるよう、住宅（床面積 300 m<sup>2</sup>未満）の新築に当たり、その設計者に「省エネ計画概要書」の提出を義務付け、その内容を公表する制度を創設する。

#### (4) 再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギーの利用に係る努力義務を創設

再生可能エネルギーの生産と利用の両面から脱炭素化の取組を促進するため、県民及び事業者は、再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギー電力の購入に努めることを規定する。

#### (5) その他

2050 年度までに二酸化炭素排出量を含む温室効果ガス正味排出量ゼロを目指すことを明確にするなど、以下の改正を行う。

- 2050 年度までに温室効果ガス正味排出量ゼロを目指すことを条例に記載する
- 「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの排出の量の削減」に改める
- 「自然エネルギー源」を「再生可能エネルギー源」に改める

### 2 施行期日

公布の日（令和 4 年 3 月 24 日）

ただし、(2) (3) は令和 5 年 4 月 1 日

## 環境エネルギー性能等の検討結果の届出義務及び 省エネ計画概要書報告・公表制度の取組みについて

建築住宅課

### 1 改正概要

#### (1) 建築物（非住宅・住宅）に対する環境エネルギー性能等の検討結果の届出義務を拡大

- ・届出対象規模を 2,000 m<sup>2</sup>以上⇒300 m<sup>2</sup>以上に引下げ

#### (2) 住宅に対する省エネ計画概要書報告・公表制度を創設【新設】

- ・新築住宅（300 m<sup>2</sup>未満）における「省エネ計画概要書」の報告・公表制度の創設

### 2 提出方法等

#### (1) 提出先

- ・各地域を所管する特定行政庁（7市）、建設事務所 ※知事の権限に属する事務の処理の特例による

#### (2) 提出方法

- ・書面又は電子メールでの届出・報告

※ホームページに届出・報告先一覧（特定行政庁名、担当課、住所、電話番号、メールアドレス）を pdf で掲載

#### ア 届出書

- ・建築主は、工事着手予定日までに届出

#### イ 省エネ計画概要書

- ・住宅等設計者は、本条例第 23 条の 2 第 1 項に基づく建築主に対する検討結果の説明後速やかに報告（1 か月程度まとめた報告は許容することとし Q&A に掲載し公表。）

#### (3) 届出・報告内容

#### ア 届出書

- ・環境エネルギー性能及び再生可能エネルギー設備の導入検討結果を届出（様式第 1 号～第 3 号）

※届出書は従来の記述式から☐ボックス方式に変更し A4 用紙 1 枚程度の書式とする。また、添付書類は求めないこととし事務負担軽減を図る。

#### イ 省エネ計画概要書

- ・省エネ基準への適合状況や再生可能エネルギー設備の導入状況を報告（様式第 4 号）

※省エネ計画概要書はプルダウン方式を採用した A4 用紙 1 枚程度の書式とし添付書類は求めない。

※省エネ計画概要書は建築物省エネ法第 27 条第 1 項の説明書面を兼ねるものとする。

### 3 公表方法

#### ア 届出書

- ・特定行政庁（7市）及び建設事務所は、建築物の環境エネルギー性能等（環境負荷低減、再生可能エネルギー導入、未利用エネルギー導入）の検討結果の一覧をホームページに公表する。
- ・閲覧に供すことはしない。

#### イ 省エネ計画概要書

- ・特定行政庁（7市）及び建設事務所は、閲覧用の省エネ計画概要書を閲覧に供す。
  - ・閲覧用の省エネ計画概要書は、報告された省エネ計画概要書原本の個人情報等非公開部分に白紙を当てスキャン等マスキングし、そのデータを印刷したものをファイリングし備え置く。
- ※優良事例の紹介や適合率等集計結果については、建築住宅課のホームページで掲載することを予定しています。

### 4 施行時期

公布日：令和4年3月24日 施行日：令和5年4月1日

※概要書は周知期間として令和4年度中に配布を開始し、施行日前より当該書式を用いて建築主に省エネ性能の説明を行える環境を整える。

### 5 今後の予定

- ・規則、指針、様式の改正（上半期中）→確定した内容及び様式を HP 掲載・周知
- ・権限移譲について特定行政庁に書面協議→権限移譲条例の改正（2月議会）
- ・パンフレット、周知用動画、説明会等の実施による周知

建築物環境エネルギー性能計画届出書（案）

令和5年 4月 30日

長野県知事 様

住所 長野県〇〇町□□△△一△  
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

長野県地球温暖化対策条例第20条第2項、第21条第2項（及び第22条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建築主の氏名又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名		長野 太郎	
2. 建築主の住所又は主たる事務所の所在地		長野県〇〇町□□△△一△	
3. 建築物及び設計者の概要			
		市町村名	以下地番等
建築物の所在地		〇〇町	□□△△△一△△
設計者等	設計者氏名	長野 二郎	
	所属先	〇〇建設設計事務所	
	所在地	長野県〇〇町□□△△一△	
	電話番号	△△△一△△△一△△△△	
	電子メールアドレス	ontaizyourei@mail.com.	
建築物の概要	建築物の名称	〇〇建設設計事務所	
	建物用途	〇〇集会場	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他	
	階数	地上 <span style="color: red;">3</span> 階	地下 階
	床面積の合計	（届出部分） <span style="color: red;">641.82</span> m <sup>2</sup>	（合計） <span style="color: red;">641.82</span> m <sup>2</sup>
	工事期間	工事着手予定日 <span style="color: red;">R5.5.1</span>	～完了予定日 <span style="color: red;">R6.5.2</span>
4. 環境エネルギー性能の検討			
地域区分 （※建築物省エネ法に規定）		<input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input checked="" type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域	
外皮性能基準 U <sub>A</sub>		W/ (m <sup>2</sup> ・K) (※住宅の場合のみ記入)	
一次エネルギー消費量の計算結果		BEI= <span style="color: red; text-decoration: underline;">0.49</span>	基準一次エネ= <span style="color: red; text-decoration: underline;">910</span> GJ    設計一次エネ= <span style="color: red; text-decoration: underline;">450</span> GJ
省エネ基準等への適合状況	住宅	<input type="checkbox"/> 省エネ基準 <input type="checkbox"/> ZEH Oriented <input type="checkbox"/> Nearly ZEH <input type="checkbox"/> 『ZEH』 <input type="checkbox"/> ZEH+ <input type="checkbox"/> HEAT20 G1 <input type="checkbox"/> HEAT20 G2 <input type="checkbox"/> HEAT20 G3 <input type="checkbox"/> その他	

裏面に続きます。

	非住宅	<input type="checkbox"/> 省エネ基準 <input type="checkbox"/> ZEB Oriented <input checked="" type="checkbox"/> ZEB Ready <input type="checkbox"/> Nearly ZEB <input type="checkbox"/> ZEB <input type="checkbox"/> その他	
消費エネルギー削減のため、右記のツールによる検討を行った場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> のうえ、結果値を記入のこと	<input type="checkbox"/> CASBEE 評価値_____	<input type="checkbox"/> Qpex 設計値_____	<input type="checkbox"/> エネルギーパス 設計値_____
5. 再生可能エネルギー設備導入の有無 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> し必要事項を記入のこと)			
有	設備の種類	設備の概要(性能値・仕様・利用目的)	
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	発電量: _____	
	<input type="checkbox"/> バイオマス発電設備	発電量: _____	
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備	<input type="checkbox"/> 太陽熱温水器 <input type="checkbox"/> 太陽熱給湯システム <input type="checkbox"/> (設備名_____)	
		利用室: _____	
	<input type="checkbox"/> バイオマス熱利用設備	<input type="checkbox"/> 薪ストーブ <input type="checkbox"/> ペレットストーブ <input type="checkbox"/> (設備名_____)	
		利用室: _____	
	<input type="checkbox"/> 地中熱利用設備	(設備概要)	
<input type="checkbox"/> その他の熱利用設備	(設備概要)		
設備名: _____			
無	<input type="checkbox"/> その他の設備	(設備概要)	
	設備名: _____		
<input checked="" type="checkbox"/>	(再生可能エネルギー設備を導入しなかった場合はその理由を記入ください。 太陽光発電設備の導入を検討していたが、人手不足による建築コスト増のため導入を断念した。今後5年後を目途に再度設備導入の検討を行う。		
6. 未利用エネルギー活用の有無 (有無を <input checked="" type="checkbox"/> し必要事項を記入のこと) ※床面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物を新築する場合のみ記入のこと			
有	導入した未利用エネルギー設備 ( _____ )		
	未利用エネルギー設備: 生産工程時の廃熱、ごみ処理場の廃熱、ボイラー等熱源設備からの廃熱など、排気されるエネルギーをヒートポンプシステム等の諸設備により有効利用する設備を指します。		
	(上記の導入した未利用エネルギー設備の活用方法の概要。使用箇所や設備機器など)		
無	(未利用エネルギーを活用しなかった場合は理由を記入してください。)		
	当該施設は集会場であり、大量の廃熱を発生させるような設備機器がないため未導入。		
7. その他コメント (自由記載)			
(その他特記事項などを記載)			

建築物環境エネルギー性能計画変更届出書（案）

令和5年 5月 30日

長野県知事 様

住所 長野県〇〇町□□△△一△  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第20条第3項、第21条第3項（及び第22条第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建築主の氏名又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名		長野 太郎	
2. 建築主の住所又は主たる事務所の所在地		長野県〇〇町□□△△一△	
3. 建築物及び設計者の概要			
		市町村名	以下地番等
建築物の所在地		〇〇町	□□△△△一△△
設計者等	設計者氏名	長野 二郎	
	所属先	〇〇建設設計事務所	
	所在地	長野県〇〇町□□△△一△	
	電話番号	△△△一△△△一△△△△	
	電子メールアドレス	ontaizyourei@mail.com.	
建築物の概要	建築物の名称	〇〇建設設計事務所	
	建物用途	〇〇集会場	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他	
	階数	地上 3 階 地下 階	
	床面積の合計	(届出部分) 641.82 m <sup>2</sup> (合計) 641.82 m <sup>2</sup>	
	工事期間	工事着手予定日 R5.5.1 ~完了予定日 R6.5.2	
直前の届出書	提出年月日	令和5年 4月 30日	
	受付番号	〇建第〇〇-〇号	
変更内容	変更前	変更後	
		省エネ基準等への適合状況 ZEBReady 再生可能エネルギー設備導入 無	省エネ基準等への適合状況 NearyZEB 再生可能エネルギー設備導入 有 (太陽光発電設備 発電量 50kW)
変更理由	現在計画中の建築物は全棟太陽光発電設備を設置するという社内方針変更に伴い設計変更が生じたため。		
変更(予定)年月日	令和5年 5月 30日		

建築物環境エネルギー性能計画中止届 (案)

令和5年 6月 30日

長野県知事 様

住所 長野県〇〇町□□△△一△  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第20条第3項、第21条第3項(及び第22条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建築主の氏名又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名		長野 太郎	
2. 建築主の住所又は主たる事務所の所在地		長野県〇〇町□□△△一△	
3. 建築物及び設計者の概要			
		市町村名	以下地番等
建築物の所在地		〇〇町	□□△△△一△△
設計者等	設計者氏名	長野 二郎	
	所属先	〇〇建設設計事務所	
	所在地	長野県〇〇町□□△△一△	
	電話番号	△△△一△△△一△△△△	
	電子メールアドレス	ontaizyourei@mail.com.	
建築物の概要	建築物の名称	〇〇建設設計事務所	
	建物用途	〇〇集会場	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他	
	階数	地上 3 階 地下 階	
	床面積の合計	(届出部分) 641.82 m <sup>2</sup>	(合計) 641.82 m <sup>2</sup>
	工事期間	工事着手予定日 R5.5.1	～完了予定日 R6.5.2
直前の届出書	提出年月日	令和5年 4月 30日	
	受付番号	〇建第〇〇-〇号	
中止年月日		令和5年 6月 30日	

# 省エネ計画概要書(案)

記載例

## ■住宅の設計概要

建設地の市町村名	長野市	構造	木造	階数	2階建て	敷地面積	195.43 m <sup>2</sup>	延床面積	104.25 m <sup>2</sup>
建物用途	専用住宅	採用した省エネ計算ツール	簡易計算ルート(外皮面積を計算しない方法)						
		その他使用した計算ツール	CASBEE						

## ■住宅の断熱性能(外皮基準)

地域区分	4地域	外皮平均熱貫流率U <sub>A</sub> (外皮基準)	0.54	W/(m <sup>2</sup> ・K)
各部位の断熱仕様				
部位	種類	熱伝導率・開口部は熱貫流率	厚み	
屋根(天井)	吹込み用セルローズファイバー断熱材 (その他を選択の場合は種類記載)	0.040 W/(m・K)	260	mm
外壁(一般部)	ロックウール断熱材 (その他を選択の場合は種類記載)	0.038 W/(m・K)	100	mm
外壁(付加断熱)	非該当 (その他を選択の場合は種類記載)	- W/(m・K)	-	mm
基礎・床下	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (その他を選択の場合は種類記載)	0.028 W/(m・K)	30	mm
開口部(サッシ)	Low-E複層ガラス【日射取得型】 (その他を選択の場合は種類記載)	1.70 W/(m <sup>2</sup> ・K)		
その他	(種類等記載)	(種類等記載)		

**〈ポイント解説〉断熱性能を高める(断熱性能を示す外皮基準を小さくする)**  
外皮基準の値が小さいほど断熱性能が高くなります。高性能な断熱材・断熱サッシなどの導入検討を行いましょう。

	省エネ基準を未達成	省エネ基準	ZEH基準	※指針最低基準	※指針推奨基準(HEAT20 G2)	※指針先導基準(HEAT20 G3~)
性能	低	← START				→ 高
2地域	0.47~	0.46	0.40		0.28	0.20
3地域	0.57~	0.56	0.50		0.28	0.20
4地域	0.76~	0.75	0.60	0.50	0.34	0.23
5地域	0.88~	0.87	0.60	0.50	0.34	0.23

※指針: 信州健康ゼロエネ住宅指針 表内数値はUA W/(m<sup>2</sup>・K)

## ■住宅の一次エネルギー消費量(住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムを使用の場合のみ記入)

基準一次エネルギー	その他の設備を含まない	73.86	GJ		
設計一次エネルギー	再エネを含まない	53.93	GJ	削減率	26 %
設計一次エネルギー	再エネ含む(太陽光:売電分・自家消費分含む)	-3.1	GJ	削減率	104 %

**〈ポイント解説〉一次エネルギー消費量を少なくする**  
設備機器等の消費エネルギーを表す指標で、値が小さいほど設備効率が高く、ランニングコストの低減が可能です。

## ■設計者・施工者の情報

建築士事務所名	〇〇建設設計事務所	事務所の区分	一級	建築士事務所
所在地	長野市大字南長野南県町686-1			
施工業者名	〇〇建設	所在地	長野市大字南長野南県町686-1	

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

### 建築物に関する事項(非公開情報)

建築主	長野 太郎	様	説明年月日	2022年 1月 14日
建物の所在地	長野市大字南長野字幅下692-2			
説明者	長野 二郎	資格	一級建築士	登録第 00000 号

建築物エネルギー消費性能基準への適合性 **適合している**

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置(現行省エネ基準に不適合の場合記載のこと)

(不適合の場合: 例 外皮性能基準が満足していないため、高性能な断熱材に変更、または断熱材の厚みを増せば基準に適合します。)



■再生可能エネルギー設備の導入（導入したものにチェック）

<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電	発電量	5.67 Kw	<input type="checkbox"/> 太陽熱温水器	<input type="checkbox"/> 地中熱利用
<input checked="" type="checkbox"/> 薪ストーブ	<input type="checkbox"/> ペレットストーブ	<input type="checkbox"/> その他（		

〈ポイント解説〉～再生可能エネルギーを導入してエネルギー消費を減らす～  
太陽光や薪など再生可能エネルギーを活用すれば、化石燃料の低減につながりCO2削減効果が期待できます。

■その他の消費エネルギー消費量を減らす検討（該当するものに記入）

○C値の性能値                      目標値                     

〈ポイント解説〉 気密性を高め、断熱効果を向上させる  
建物の気密性能を示す値としてC値 (cm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>) という指標があり、値が小さいほど気密性が高くなります。

○年間冷房負荷    計算結果                       kWh/年

○年間暖房負荷    計算結果                       kWh/年

〈ポイント解説〉 建物のランニングコストを暖冷房負荷計算により算出  
年間暖冷房負荷より建物のランニングコストを算定できます。この値が小さいほどコスト縮減効果が発現されます。

○CASBEEの結果                     

■施工者・設計者からのコメント（自由記載）

(建築主へのアドバイスの内容や、省エネに関する設計方針、特記事項などを記載。その他イメージパースや写真等を別途添付することも可能です。)

建築関係団体一覧（順不同）

A	公益社団法人長野県建築士会	F	一般社団法人長野県建設業協会
B	一般社団法人長野県建築士事務所協会	G	一般社団法人信州木造住宅協会
C	公益社団法人日本建築家協会 JIA 長野県クラブ	H	新木造住宅技術研究協議会長野支部
D	長野県建設労働組合連合会	I	長野県優良住宅協会
E	長野県工務店協会	J	信州の快適な住まいを考える会

意見内容（要旨）	回答
<b>1 制度全般に関するご意見</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ計画概要書の報告義務付けは、カーボンニュートラルの方向性として大変有効な施策（C）</li> <li>・省エネ計画概要書の報告については賛成（省エネ基準及び上位基準と自社住宅性能の差が明確になり意識的な性能向上が促進される。）</li> <li>・県民がどの事業者がどの性能の住宅をどのくらい建てているか見られる状態にすることで、高性能な住宅の選択につながる（J）</li> <li>・長野県として300㎡未満の住宅に対しても実質的な届出義務化と受け取る（C）</li> </ul>	賛同のご意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金と紐付けされていない報告制度とした方が分かりやすいのでは（C）</li> <li>・補助金の予算が枯渇しないように要望（C）</li> </ul>	本制度は補助金と紐づけされた制度ではなく、設計行為の中で建物用途・規模が対象となる場合に所要の手続きをお願いするものです。なお、条例では高い省エネ性能を有する建築物への誘導を促し、補助制度では省エネ性能の高い住宅の普及を促進し、両制度が目指す姿は共通する部分が多分にごさいます。補助制度の運用にあたっては、引き続き予算確保に努め、円滑な制度運用に努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な業務負担が多くなる中で、少しでも取組みやすく対応しやすいものとしてほしい（G）</li> </ul>	ご指摘のとおり法律の改正により、様々な諸手続きが増えており事業者側の負担が増えております。今回の制度検討におきましては、作成時に対応しやすいものとなるよう書類の簡素化を念頭に置きながら制度検討を進めております。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「信州健康ゼロエネ住宅」の推進と合わせ、長野県民にどのように取り組んでもらうか、取り組みやすいようにするか、積極的に取り組める対策などと合わせて発信をしていただきたい（G）</li> </ul>	県の取組みの推進にあたっては、県民の皆様の理解、また、事業者様の協力が不可欠です。引き続きゼロカーボン化に向けて、取り組むべき課題を明らかにしながら必要な施策、情報発信に努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外皮の計算書は3つのみか、入力ソフトの解説、講習などは最低限あった方がよい。また、計算結果は行政で確認するのか（J）</li> </ul>	設計者が省エネ性能の計算で混乱しないよう、概要書の作成のための資料や計算方法の提示など必要な周知に努めてまいります。 なお、計算結果の適否は行政では行いません。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県は省エネ性能（基準）を大幅に引き上げようとしている意思・意図を設計者等に明確に伝えるべき（J）</li> </ul>	県は、省エネ基準を引上げることに現在確定しているわけではありませんが、国の住宅に対する省エネ基準の適合義務化やZEHの推進といった状況を踏まえると、事業者及び行政双方がゼロカーボン化に向けた取組を加速させる必要があります。今後省エネ基準を県が引き上げる旨の方針を出した場合は、十分な周知を行いながら施策推進に取組んでまいります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士への業務量増、大きな事業者は対応可と思われるが、中小の事業者は対応が困難（B）</li> <li>・省エネ計算の負担（手間、費用）が大きく業務量増により事業者で対応に差が生じる恐れ（B）</li> </ul>	国から2025年までに住宅の省エネ基準への適合義務化が示されるなど、住宅の省エネ性能はこれまで以上に求められております。省エネ計画概要書は、書類作成を通して事業者様が省エネ設計に慣れていただく機会として、また、建築主との省エネに関する検討を補助するツールとして活用いただけるよう制度検討を進めているものです。本制度にご理解をいただき対応いただきますようお願いいたします。 なお、省エネ計画概要書の様式はチェックボックスの導入による書類作成手間の軽減、建築物省エネ法第27条による説明書面を兼ねることも可能とし、事務負担の軽減に配慮しながら制度検討を進めております。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表制度については反対（他社との明確な性能差が公表された場合、極端に性能の良い大手メーカー等の情報が目立ち受注等への影響の懸念。現状だと地元工務店の衰退につながる恐れ。）</li> </ul>	公表制度では、一般の方が住宅を建てるうえで参考となる情報を提供することを目的に、提出いただいた省エネ計画概要書の書面による閲覧と優良事例をインターネット等に掲載するという方法を考えており、これらを総称して「公表」と定義しております。 また、国から2025年までに住宅の省エネ基準への適合義務化が示されるなど、事業者側が省エネに関する設計手法や計算手法の習得が今まで以上に求められております。省エネ計画概要書の作成、説明、報告という一連のサイクルにより、一般の方及び設計者が省エネに目を向けていただく一助となるよう制度検討を進めてまいりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

意見内容（要旨）	回答
2 公表制度に関するご意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人住宅の情報を公開して問題はないのか（B）</li> </ul>	<p>報告いただいた省エネ計画概要書は、建築物の省エネ性能に関する情報を閲覧に供することとし、個人名や住所などの個人が特定される部分は閲覧に供しません。個人情報の扱いは十分に配慮してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>概要書の公表で、性能を明示した住宅が実際に竣工したときに、性能が発揮されないことも考えられる。このような場合、苦情や場合によっては訴訟に発展するケースが考えられる（A）</li> </ul>	<p>公表を行う情報等を精査し、必要に応じて様式に反映いたします（A）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の方が見れるようインターネットでの公表が良いのでは（C）</li> <li>省エネ計画概要書の閲覧は誰でも閲覧することが可能か。提出を義務化するのであれば閲覧可能にするべき（J）</li> <li>一般の方も分かりやすいよう県のホームページで閲覧できるようにしてはどうか。（J）</li> </ul>	<p>省エネ計画概要書の報告のあったもののうち、書面については各地域を所管する建設事務所、特定行政庁で閲覧に供することとし、優良事例についてインターネットでの公表も検討しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公表にあたり、見栄え良く検索が楽くなるようなHPの作成を（C）</li> </ul>	<p>HPによる公表は優良事業者の紹介等を行い、一般の方が建築物の省エネ化に興味を持っていただけるような仕組みづくりを検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>届出、概要書を提出後、これら情報の公表を確実に行っていただきたい。また、県のHP以外でも積極的な情報発信を行っていただきたい（H）</li> <li>速やかな情報開示を行うことで、制度として浸透するのでは（J）</li> </ul>	<p>正確な事務手続き及び積極的な情報公開に努めてまいります。 また、必要な制度周知や報告いただいた内容の情報提供に努め、制度の浸透に努めてまいります。</p>
3 提出方法に関するご意見	
<p>【建築物環境エネルギー性能計画届出書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出制度ならば着工7日前の届出で良いのでは（B）</li> <li>着工21日前では、届出後に開口部などの仕様変更が生じた場合、最新の数値が反映されない恐れ、公開されることを前提とした場合注意が必要（B）</li> <li>建築物省エネ法では評価書を添付の場合、届出期限が3日前に短縮可。本制度も3日前に提出可とすれば対応しやすい（D・E）</li> </ul>	<p>ご意見いただいた点について再度検討し、工事着手予定日までに届出とする方向で検討を進めます。</p>
<p>【省エネ計画概要書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確認申請と同時提出のほうが、提出作業が行いやすい（B）</li> <li>これから住宅を建てる人のためにも、報告書の提出は建築の都度とした方が公表が早く出来るので良いのでは（J）</li> <li>年1回の報告でも可能か（D・E）</li> <li>省エネ計画概要書は、新築時（工事着手時）に報告した方が実務的。届出書と概要書で提出時期を分ける意図は（C）</li> </ul>	<p>省エネ計画概要書の対象物件数も相当数あると想定されるため、まとめた報告が可能として検討を進めておりました。 しかし、今回の各業界団体様からの意見では建築の都度報告した方が対応しやすいといった意見も寄せられたため、報告時期について再度検討し、条例に基づく建築主に対する検討結果の説明後速やかに報告とする方向で検討を進めます。 ただし、報告書の提出は事業者によっては多数の物件に及ぶ場合があるため、一定程度まとめた報告も可能とする予定です。（Q&amp;Aに掲載予定）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ計画概要書は「契約時、確認時、着工時、竣工時」のどのタイミングで半期分まとめるのか。（D・E）</li> </ul>	<p>省エネ計画概要書は、これから建築する住宅の省エネに関する検討結果の報告を求めるものです。従って設計が完了した段階の情報をまとめることとなりますので、確認申請を行う時期を考えておりました。 しかし、今回の各業界団体様からの意見では建築の都度報告した方が対応しやすいといった意見も寄せられたため、報告時期について再度検討し、条例に基づく建築主に対する検討結果の説明後速やかに報告とする予定です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>提出先を県庁に一元化できないか（D・E）</li> </ul>	<p>届出書、省エネ計画概要書の閲覧を行うため、提出先は各現地機関としております。お手数をおかけいたしますがご理解をお願いいたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ計画概要書を作成する場合、認定書の数値を転記するため、認定書・評価書の添付で足りるのでは（F）</li> </ul>	<p>省エネ計画概要書は、一枚の資料の中に建築物の省エネ性能が把握出来る様式として定めるものです。設計者が建築主に対して省エネ性能の説明を行う際や、閲覧等を行う際の資料として活用することを想定しておりますので、お手数ですが各種計算書の数値等を転記いただき、作成をお願いいたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ計画概要書の項目全てを検討しているわけではないため、全ての項目の記入を求めるのではなく、必要最低限の入力のみでも提出可としてほしい（F）</li> </ul>	<p>省エネ計画概要書は、省エネ計算手法の違いにより記載可能な数値が異なるため、採用した計算方法によっては、入力が出来ない箇所もございます。その場合は入力可能な箇所のみ記入いただければ結構です。（Q&amp;Aに掲載予定）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>書類提出が増えた場合、他書類との整合性を図る手間が大きい。必要以上に細かな指摘により業務に支障が生じないように要望する（F）</li> </ul>	<p>届出書、省エネ計画概要書ともに建築物の省エネに関する検討（設計）結果を提出いただくものです。従って何かの基準に照らして適否等を確認するものではありませんので、細かな指摘等は発生しないものと考えております。 ただし、書類提出時に明らかな記入誤り等があった場合は、訂正等を求める場合がありますので、その際にはご対応をお願いいたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>WEB申請等による電子媒体での提出も可能になると良い（F）</li> <li>書類提出（届出、概要書）は電子申請による提出を要望（I）</li> </ul>	<p>届出書、省エネ計画概要書ともに、電子メールによる提出受付も可能とする予定です。</p>

意見内容（要旨）	回答
4 様式に関するご意見	
<p>【環境エネルギー性能計画届出書 様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物省エネ法でカバー出来ない部分の届出（報告）を求めるならば、入力項目のうち建築物省エネ法と重複する部分の簡素化が更に可能では（D・E）</li> <li>・届出書にも設計者からのコメント欄の記載欄を要望（I）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入力内容や表現方法を見直し、書類の簡素化を図りました。</li> <li>・本届出書は建築主が届出するものであるため、設計者からのコメント欄は設けませんが、建築主が特記事項等が記載できるようその他コメント欄を自由記載として追加しました。</li> </ul>
<p>【省エネ計画概要書 様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間冷暖房費削減額は、地域など前提条件で大きく変動するため、消費者に分かりやすい反面、根拠に対する丁寧な説明がないとトラブルの原因になる恐れがある（D・E）</li> <li>・C値欄は「行っている場合」などの表現が必要では（D・E）</li> <li>・省エネ計画概要書は一般の方が見たときに理解しやすい様式にしてほしい（C）</li> <li>・省エネ計画概要書の各項目について、端的な説明書をつけた方がよい。（施主に説明する際の提供資料として有効。「ZEH」「外皮平均熱貫流率」「C値」が一般に浸透していない）（C）</li> <li>・ポイント解説中の“最低基準”という文言がゼロエネ住宅の基準から来ているかと思いますが、些か唐突な印象を受ける（D・E）</li> <li>・「ZEH基準に適合」等の表記部分に、「信州健康ゼロエネ住宅」で設定される「最低・推奨・先導」などを表記できるようにしてはどうか（G）</li> <li>・階数に地階を入力出来ると良い（J）</li> <li>・任意で構わないので、暖冷房負荷と年間冷暖房費を入力出来るようにしてほしい（J）</li> <li>・省エネ計画概要書に施工者からのコメント欄を要望（I）</li> <li>・省エネ計画概要書には、竣工写真の添付（任意）も認めてはどうか（C）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の内容を踏まえ再度検討し、建築主・設計者双方の混乱が生じないよう表現の見直しを行いました。</li> <li>・一般の方にも理解しやすい表現方法を再度検討し、&lt;ポイント解説&gt;という形で端的に説明書を併記する形としました。</li> <li>・最低基準等ゼロエネ住宅指針を引用しているものは指針最低基準等の記載とし、指針が信州ゼロエネ住宅指針である旨補足説明を加えました。</li> <li>・地階を入れると文字数やパターン数が増えプルダウンの選択肢が膨大となるため、地階がある場合はプルダウンから地下○階地上○階を選択し、マスターシートに手入力いただく形としました。</li> <li>・施工者・設計者からのコメント欄を自由記載とし、竣工写真の添付も可能としました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ計画概要書について、開口部の種類が複数ある場合の選択はどうか（H）</li> <li>例：南側：ペアガラス、その他：トリプルサッシ</li> <li>例：南側：ペアガラス（日射取得）、その他：ペアガラス（日射遮蔽）</li> </ul>	<p>一番室の大きい部屋への採用例や採用枚数の多いサッシなど、代表的な採用例により記載ください。（Q&amp;Aに掲載予定）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ計画概要書の気密性能値は、提出時期によっては記載出来ない場合があるため、追加報告を行い公表内容に反映出来るようにしてほしい（J）</li> </ul>	<p>追加報告も可能なよう柔軟な対応に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ計画概要書は、建築物省エネ法の説明義務制度における保存図書に該当するか（G）</li> </ul>	<p>省エネ計画概要書により建築物省エネ法の説明を行った場合は、建築士法の保存図書に該当しますので、該当する場合は図書の適切な保存を行ってください。（Q&amp;Aに掲載予定）</p>
5 その他制度検討、計算方法等に関するご意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電を主体とする再生可能エネルギー政策ではなく、木質バイオマスなどの長野県の特質を踏まえた政策の推進を要望（C）</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり再生可能エネルギーは多種多様な可能性があるため、長野県らしい政策推進に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・BELSのような評価通知を発行してほしい（H）</li> </ul>	<p>地球温暖化対策条例では、適合基準を定めているものではないため、評価通知書のような様式発行は考えておりません。</p> <p>なお、条例では一定規模の建築物の場合で、その建築物が有する環境エネルギー性能等の表示を行うことが可能です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ性能のレベルに応じてメリハリのある補助制度を検討されたい（J）</li> </ul>	<p>予算措置も含めて制度検討を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制優遇措置も検討いただきたい（J）</li> </ul>	<p>制度検討が可能かも含め、研究してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定確認検査機関でも、省エネ性能の確認程度は行っていただきたい（J）</li> </ul>	<p>民間の審査機関であり、法律による審査業務範囲が定められているため、その範囲を超える事務手続きを行うことは困難な状況にありますが、県が取組む制度のうちご協力いただける範囲を調整のうえ、省エネに関する取組みを進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ計算時に、木質バイオマスの再生可能エネルギー算入について引き続き検討いただきたい。（C）</li> </ul>	<p>信州健康ゼロエネ住宅により県独自の取組となりますが、木質バイオマスを計算に取り入れることを可能としましたが、制度運用後も引続き内容見直しを行い検討を深めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー設備導入欄にバイオマス発電・熱の利用欄が設けられていることは評価できる（C）</li> <li>・一次エネルギー消費量の算定にあたり、バイオマス発電・熱は、省エネ基準（売電分含まない）ZEH、ZEBの判定基準（売電分を含む）にどのように整合、反映させるのか（C）</li> </ul>	<p>国の省エネ基準の計算において、一次エネルギー消費量の計算にあたっては、バイオマスエネルギーは計算対象に含まれておりません。バイオマスエネルギーを計算に含めることについて他団体からもご意見を頂戴しており、必要な機会を捉えて国等に制度検討を求めてまいります。</p>

意見内容（要旨）	回答
<p>・新ステップ、ベレットステップを導入した場合、現状のZEB、ZEH判断基準に反映はされないが、経産省や建築研究所等への働きかけの状況や今後の方向性について伺いたい（C）</p> <p>・一次エネルギー消費量等の計算算出において、計算プログラムの作り方、仕組みが不十分な点が多く、特にZEB評価において実際の使い方におけるエネルギー消費量と計算結果との乖離が大きいと感じている。計算プログラムにおいては、もっと多くのバリエーション（建物規模・建物用途・室用途等）を設けたうえで、BPI値やBEI値が算出される仕組みにして欲しい。少なくとも、プログラム構成機関である建築研究所等に、不断の改善努力を促すことをお願いしたい（C）</p>	<p>具体的に国等の機関に対して働きかけは行っていませんが、国からの調査時など、機会を捉えて必要な要望に努めてまいります。</p>
<p>・計算ツールについて、CASBEE、Qpex、エネルギーパス以外の計算ツールの利用は認められるか（H）</p> <p>※例：ホームズ君省エネ診断ソフトの利用は可能か</p>	<p>省エネ基準を算定可能な計算ツールについては、採用を認めていく方向で検討いたします。</p>

建築関係団体の長 様

長野県建設部長  
(公印省略)

長野県地球温暖化対策条例の一部改正に係る意見について（照会）

平素、県の建築住宅行政にご理解とご協力を賜りまして感謝申し上げます。

さて、令和 4 年 1 月 28 日付け 3 建住第 699 号で照会させていただきましたこのことにつきまして、各団体の皆様から貴重なご意見を頂戴し誠にありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する回答を別添のとおりとりまとめました。

各団体様からのご意見を参考に検討を進め、事務手続き案の詳細が固まってきたところです。

つきましては、別添のとおり関係資料を送付させていただきますので、ご意見等ございましたら、大変お手数をおかけいたしますが取りまとめの上、下記により提出をお願いします。

なお、ご意見がない場合もその旨ご報告いただきますようお願いいたします。

記

1 送付書類

- (1) 長野県地球温暖化対策条例の一部改正に係る意見回答
- (2) 長野県地球温暖化対策条例の「改正概要」及び「事務手続き概要案」
- (3) 様式案（建築物環境エネルギー性能計画届出書・省エネ計画概要書）
- (4) 意見用紙

2 報告期限

令和 4 年 7 月 29 日（金）

3 報告方法

別紙『意見用紙』により下記の報告先までメール送信願います。

報告先：県庁建築住宅課指導審査係

kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp

建築住宅課指導審査係

（課長）塩入 一臣 （担当）大山 勇斗

電 話：026-235-7335

F A X：026-235-7479

メール：kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp